

下松市災害時協力井戸制度実施要綱を次のように定める。

令和7年2月12日

下松市長 國 井 益 雄

## 下松市災害時協力井戸制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内にある生活用水を供給できる井戸のうち所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）の承諾を得たものについて、災害時協力井戸（以下「協力井戸」という。）として登録することにより、災害時における市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図るとともに、地域における共助の意識を醸成することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 自然災害等により上水道設備が被災し、断水が発生した時をいう。
- (2) 生活用水 飲用水以外のトイレ、掃除、洗濯等に使用される水をいう。

### (協力井戸の要件)

第3条 協力井戸は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に所在する井戸であること。
- (2) 現在使用している井戸で、今後も使用可能なものであること。
- (3) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (4) 安全に取水でき、生活用水として使用できる水質であること。
- (5) 広く周知を行うため、井戸の所在地等を公表することに所有者等の同意が得られること。

### (利用条件の周知)

第4条 市長は、協力井戸を利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 協力井戸の利用は、所有者等の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (2) 協力井戸の利用に当たっては、所有者等の指示に従うこと。
- (3) 協力井戸の利用は、災害時に限ること。
- (4) 協力井戸の利用は、所有者等の承諾が得られた場合を除き、日中

に限ること。

(5) 井戸水は、生活用水として利用すること。

(6) 協力井戸の利用は、利用者の責任によるものとし、当該利用により何らかの被害を受けた場合においても、市及び所有者等はその責めを負わないこと。

(登録の申出)

第5条 協力井戸の登録を受けようとする所有者等は、災害時協力井戸登録申出書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

(登録の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申出があったときは、必要に応じて現地調査等を行い、内容を審査した上で、登録の可否について決定し、その結果について災害時協力井戸登録決定通知書（別記第2号様式）により当該所有者等に通知するものとする。

(標識の掲示)

第7条 市長は、前条の規定による登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）に対し、登録標識を交付するものとする。

2 前項の登録標識を交付された登録者は、利用者が見やすい場所に掲示するものとする。

(登録の期間)

第8条 協力井戸の登録期間は、第6条の規定による登録決定の通知があった日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 前項に規定する登録期間は、登録者から更新をしない旨の申出があった場合を除き、期間の満了日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(登録の変更)

第9条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、災害時協力井戸登録変更届出書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

(登録の解除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、協力井戸の登録を解除するものとする。

(1) 登録者から災害時協力井戸登録解除申出書（別記第4号様式）の提出があったとき。

(2) 第3条各号に掲げる登録の要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が協力井戸として適当でないことを認めるとき。

2 市長は、前項の規定により協力井戸の登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除通知書（別記第5号様式）により、登録者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録者は、第7条第1項の規定により交付された登録標識を市長に返還するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。